

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(株式会社産業革新投資機構)

令和5年6月21日
財務省理財局

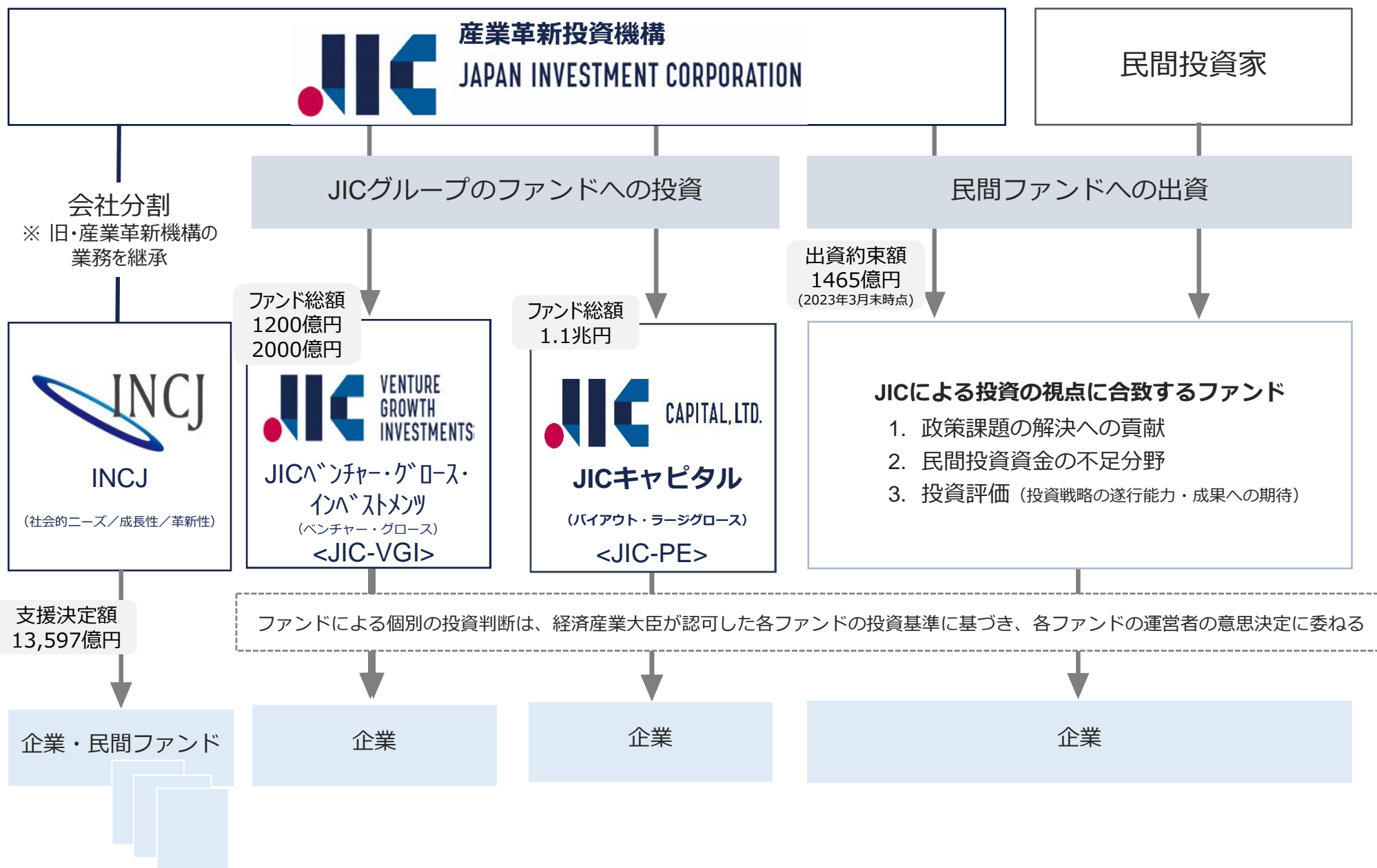
<目 次>

1. 産業革新投資機構（JIC）について
2. JICキャピタルのファンド拡大経緯
3. 論点

1. 産業革新投資機構（JIC）について

- 株式会社産業革新投資機構（JIC: Japan Investment Corporation）は、2018年9月、産業競争力強化法改正により、株式会社産業革新機構（INCJ）を改組する形で設立。
- JICは、オープンイノベーションの推進による新産業の創出を図るため、傘下のファンドや民間ファンドへの投資を通じて、政策的に意義のある事業分野へのリスクマネーを供給する官民ファンド。
※国（産投出資）が3,670億円、民間25社が135億円を出資。また、短期の政府保証借入枠が2兆6,300億円。
- ファンド・オブ・ファンズ方式を採用し、ファンドへの投資・管理・評価を行う機関（JIC本体）と、企業等への投資実行を行う機関（子ファンド）とが分離されている。
- JICが設立した子会社（子ファンド）として、以下の2社が存在。
 - ① JICベンチャー・グロース・インベストメンツ
（VGF1号ファンド 資金規模1,200億円、VGF2号ファンド 資金規模2,000億円）
スタートアップへの投資（産業DX系スタートアップへのグロース投資や、ディープテック投資など）を行うファンド。
 - ② JICキャピタル（PE1号ファンド＋共同投資ファンド 資金規模11,000億円）
大企業・中堅企業の競争力強化に向けた成長・事業再編投資を行うファンド。

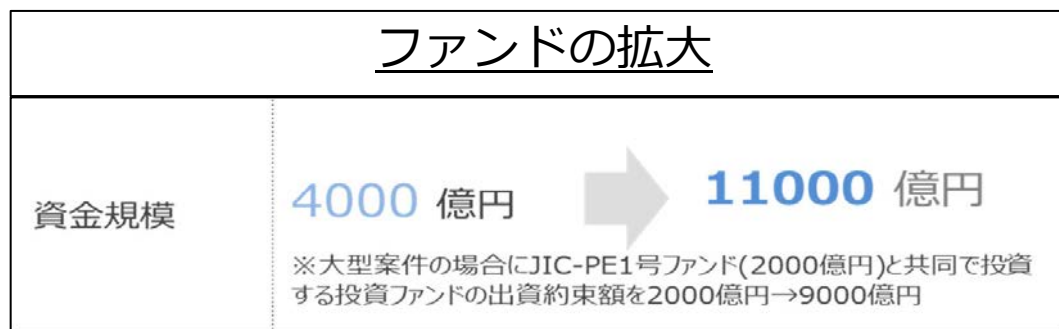
産業革新投資機構(JIC)の事業実施体制



2. JICキャピタルのファンド拡大経緯

- JICキャピタルは、大規模な成長投資案件や事業再編につながる買収案件を投資対象とする。
- 運用する投資ファンド「JICプライベート・エクイティ(JIC-PE)」は、親会社であるJICからの特定資金供給(LP出資)により、2020年のJICキャピタル設立当初、その資金規模の総額は4,000億円であった。
- 昨年10月、大型の事業再編など政策的に投資意義が認められる案件にも対応できるよう、ファンドの増額が以下のとおり行われた。

※産業競争力強化法に基づき、JICによる特定資金供給の決定、その内容の変更については、経済産業大臣が、財務大臣に協議の上、認可することが必要。



3. 論点

- JICが大型投資案件に対応することは、政策的に意義があると考えられる。
- ただし、大型投資案件が想定どおり進捗しなかった場合、JICの経営・財務に大きな影響を与え得る。
- このため、大型投資案件については、選定、投資決定、投資後の管理及びEXITについて慎重に行う体制を構築すべきではないか。例えば、以下の観点が重要ではないか。

1. 投資検討時

(1) 収益性の確保

① 投資価格

投資価格の決定に当たっては、経済情勢や金融市場の動向等について保守的な見通しに立ち、適切な検討プロセスを経た上で、適正な価格付けとすることが必要ではないか。また、JICとして、傘下のファンドのみに全ての検討を委ねず、投資の価格や妥当性を自ら検討できるような体制を整備すべきではないか。

② 投資額・ポートフォリオ管理

大型投資案件は、JICのポートフォリオ全体に占める比重が大きくなることから、その投資額がJICの資本額に見合っているか、リスクがその投資案件に集中し過ぎていないかなどの観点から、適切なリスク管理、ポートフォリオ管理を行った上で投資額を決定すべきではないか。

(2) 民間主体によるリスクマネーの供給

民間主体(投資ファンドを含む)から相当規模の出資等を確保できる案件に投資すべきではないか。

2. 投資後

(1) 体制整備・人的リソースの確保

JICは、投資先企業のモニタリングやリスク管理等を適時適正に実施できるようにするため、必要な内外の人的リソースの確保も含め、体制を整備すべきではないか。

(2) 投資先企業の経営状況の把握

JICは、投資先企業の経営状況や企業価値を適切に把握するとともに、その経営が当初の投資計画に照らし適切かどうか、モニタリングを徹底した上で、必要な経営改革が行われるよう適時適切に対応すべきではないか。

(3) JIC経営陣の関与

JIC経営陣は、投資決定や結果に責任を持つだけでなく、投資後の管理についても、傘下のファンドに全て委ねることなく、必要な措置を講じ責任を持つべきではないか。

(4) JICの財務への適切な反映・開示

大型投資案件はJICの経営への影響が大きいことから、投資先企業の経営・財務状況や企業価値を適切に把握し評価するとともに、それらをJICの経営・財務状況に適切に反映することが不可欠ではないか。また、これらの投資案件に係る状況については、可能な範囲で公表し説明責任を果たすべきではないか。